

農林水産航空協会認定教習所新規開校条件リスト

株式会社マゼックス

農林水産航空協会（以下農水協）認定機「飛助MG」を取り扱う認定教習所の開校に必要な条件を下記に挙げております。内容をご確認いただき開校のご検討をいただきますようお願い申し上げます。

農林水産航空協会基準必要条件

1. 農水協認定ヘリの免許を保持し散布経験が豊富な方が1名以上必要

- ※学科講習「登録から運用までの流れ」の講習を行います。
- ※実技講習での飛行実技指導を行います。
- ※他教習所から講師派遣でも対応可能です。

2. 農薬管理指導士(農薬適正使用アドバイザー)の資格者が1名以上必要

- ※学科講習「農薬・病害虫マニュアル」は農薬管理指導士が講習を行います。
- ※資格者をお持ちでない場合は、資格を取得してください。
- ※農薬管理指導士の国家試験は試験合格後、都道府県によりますが、認定書交付までに約2ヶ月かかります。期間を考慮してください。

3. 実技指導官は2名以上必要(1名はヘリの免許が必要)

- ※オペレーター役の指導員教官とナビゲーター役の指導員教官の2名での実技指導が必要です。
- 内、1名以上は農水協ヘリの免許をお持ちの方がが必要です。

4. 飛行講習場の確保

飛行講習場の敷地は、農水協規定により横幅 20m、縦 50m以上の飛行空域と安全地帯を前後左右各 20m確保することとなっています。これにより、60m×90mの平らな敷地が必要です。前後左右 20mは安全地帯なので衝突しても支障のないものであれば問題ありません。これ以下の場合は許可が下りない場合があります。なお、借地の場合は、地主より1年間の使用許可の覚書等の書類が必要です。飛行講習場は農地でも結構ですが、下記条件がクリアできる場所に限ります。

- ・飛行コース用のパイロン等の設置時に農場内に侵入できる場所。
- ・不時着しても問題が起こらない場所。
- ・休耕地であること。
- ・パイロンが隠れるほどの植物や物がある場所は不可。

飛行講習場の飛行空域(横幅 20m縦 50m以上)

- ・衝突する突起物がない場所。
- ・不時着しても問題が起こらない場所。
- ・平らな場所。

飛行講習場の安全地帯(飛行空域の前後左右各 20m)

- ・不時着や衝突しても問題が起こらない場所。
- ・できる限り突起物がない場所。

- ・人、家屋、道路、駐車場、電信中、許可を受けていない敷地等の衝突した場合に被害が想定される場所は禁止。

5. 学科講習場所

学科講習にふさわしい場所。

6. 実技教習用機体飛助MGの保持(購入)

7. 弊社主催の「産業用マルチローターオペレーター指導員講習」に参加

終了検定合格者に「産業用マルチローターオペレーター指導員技能認定書」を発行いたします。

8. 講習施設に必要な備品

学科講習施設

1) 教習用P C	1 台
2) プロジェクター	1 台
3) スクリーン	1 面

実技教習施設

1) 実技教習用機体	1 台
2) 整備工具	1 式
3) 散布教習用カラーコーン	10 本
4) 散布教習用フラッグ	1 本
5) ストップウォッチ	1 個
6) 風速計	1 個
7) 重量計測器(はかり)	1 台(最小計測単位 10 g 最大 25 kg以上)
8) ヘルメット 適宜	受講生分準備
9) トランシーバー	2 台
1 0) 消火器	1 本
1 1) 救急箱	1 セット
1 2) その他必要器材	

9. 申請書類の作成・提出

※必要書類の詳細な内容は、お申込み時にあらためてご案内させていただきます。

●すでに農水協認定教習所(他メーカー機体分)を開校されている場合

上記項目 → 6. 実技教習用機体(飛助MG)の保持(購入)

→ 7. 弊社主催の「産業用マルチローターオペレーター指導員講習」に参加

この2項目と農水協への申請手続きのための書類作成が必要条件となります。

ご不明な点がございましたら (株) マゼックス

までお気軽にお問合せください。

以上